

長崎県地域づくりネットワーク協議会規約

改正 令和2年4月1日

(名称)

第1条 この会は、「長崎県地域づくりネットワーク協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、会員相互の連携により、地域主導のふるさとづくりのための活動・研修等を行う民間団体(以下「地域活性化グループ」という。)への情報提供を行うとともに、地域活性化グループ相互の交流を促進し、もって、民間による自主的・主体的なふるさとづくりの取り組みを促進することを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者を会員として構成される。

- (1) 第1号会員 地域活性化グループ
- (2) 第2号会員 地域づくり活動に携わる個人
- (3) 第3号会員 企業、大学等研究機関
- (4) 第4号会員 長崎県及び長崎県内の市町
- (5) 第5号会員 地域活性化グループまたは地域づくり活動に携わる個人

(事業)

第4条 協議会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域活性化グループ(県内外)相互の交流促進・支援
- (2) 地域活性化グループに対する情報提供
- (3) その他必要な事業

(役員の種別及び選任)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 委員 19名以内
- (4) 監事 2名

2 会長は、長崎県地域振興部長をもって充てる。

3 副会長は、長崎県地域振興部地域づくり推進課長をもって充てる。

4 委員は長崎県市長会代表1名、長崎県町村会代表1名及び総括コーディネーター2名以内、地域活性化グループから15名以内(ブロック割及びその定員については別表に定めるとおり)とし、会長が委嘱する。

5 監事は、長崎県市長会代表1名、長崎県町村会代表1名とし、会長が委嘱する。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 委員は、役員会において重要事項を審議する。
- 4 監事は、会務及び会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会及び役員による役員会とする。

- 2 総会は、会長が必要と認めるときこれを招集する。
- 3 役員会は、会長が必要と認めるときこれを招集する。

(財務)

第9条 協議会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 予算は、役員会で決定する。
- 3 決算は、これを監事の監査に付し、役員会の承認を得なければならない。

(会費)

第9条の2 会員は、次の各号に掲げる金額の会費を会長が別に定める期限までに納付するものとする。ただし、第5号会員の会費は無料とする。

- (1) 第1号会員 年額3千円
 - (2) 第2号会員 年額1千5百円
 - (3) 第3号会員 年額5千円以上
 - (4) 第4号会員 役員会で決定した額
- 2 前項の規定により、会員が会費を納付するときに必要な費用は、会員が負担するものとする。
 - 3 第1号会員、第2号会員及び第3号会員が当該年度中に会費を納付しないときは、当該会員は協議会を脱会したものとみなす。
 - 4 10月から3月末日までの期間に加入した会員については、初年度会費を免除する。

(ふるさとづくりコーディネーター)

第10条 協議会に、下記のとおり、ふるさとづくりコーディネーターを設置することができる。

- (1) 総括コーディネーター 2名以内
- (2) ブロックコーディネーター 15名以内 (各ブロックの委員が兼ねるものとする)

2 ふるさとづくりコーディネーターは、第6条第3項の職務及び次の事業を行う。

- (1) 会員の交流促進及び会員活動の資質向上に資する事業
- (2) 地域活性化グループに対する相談業務
- (3) 各種団体との意見交換・連絡調整
- (4) 地域活性化グループの情報収集
- (5) 全国研修交流会、コーディネーター情報交換会への出席
- (6) その他必要な事項

3 総括コーディネーターは、ブロックコーディネーターに対する助言、相談業務を行う。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、長崎県町村会内に置く。

(事務処理)

第12条 この規約に定めるもの及び別に定めるものを除き、事務局の事務処理については、長崎県町村会の例による。

(雑 則)

第13条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成6年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年6月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年6月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年6月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年6月18日から施行する。

ただし、第9条の2第1項第1号及び同条第3項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年6月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年 6月 2日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年 3月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年 6月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年 4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年 6月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

【別表】ブロックを構成する行政区域及び各ブロック委員の定員

ブロック名	構成する行政区域	定 員
県央ブロック	長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町	4名以内
県北ブロック	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、 波佐見町、小値賀町、佐々町	4名以内
島原ブロック	島原市、雲仙市、南島原市	3名以内
壱岐ブロック	壱岐市	1名以内
対馬ブロック	対馬市	1名以内
五島ブロック	五島市、新上五島町	2名以内